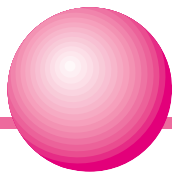


# 参考資料集

災害対策ボランティア本部開設と 協力をお願い(様式).....	27
ボランティア対応に関する要点.....	28
災害のボランティアの心構え.....	30
災害救援ボランティア依頼受付用紙.....	31
災害救援ボランティア受付用紙.....	32
災害時の備品調達リスト.....	33
石川県油流出事故等災害対応要綱(関係分).....	35
災害対策に関する法体系.....	37
災害救助法の概要.....	38
厚生省防災業務計画.....	39
県内の関連組織・団体一覧.....	44
全国の関連組織・団体一覧.....	47



【様 式】

県ボラ第 号  
平成 年 月 日

関係団体各位

(財)石川県県民ボランティアセンター

## 災害対策ボランティア本部開設に係る 緊急通報と救援に関する協力要請について

皆さんご存じの通り、本日午前 時 分石川県 地域において、震度7の地震が発生。損害規模多大、死者行方不明者多数、電気・通信・水道・ガス・交通アクセスともに不通箇所多数との情報が入りました。なお、政府は、直ちに災害対策本部を設置、自衛隊の派遣が検討されている模様です。

県は、本日 時 分、「石川県 地域地震対策本部」を設置、同じくして「災害救援ボランティア本部」を 石川県県民ボランティアセンター内に開設し、救援活動を開始いたします。

つきましては、県災害救援ボランティア本部が発する情報・要請に応じて救援活動へのご協力をお願いいたします。

- 本部体制
- ・本部長 〃 副本部長
  - ・事務局長 〃 事務局次長
  - ・事務局員
  - ・事務局開設時間 午前 時～午前 時
  - ・専用電話回線設置までの、事務連絡は、TEL \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*  
またFAX \* \* \* \* \* - \* \* - \* \* \* \* \*

# ボランティア対応に関する要点

## 電話による 活動の問合せが あった場合



県内での活動状況を簡単に伝える。

### 活動している場合

活動内容：大枠を簡潔に（重労働、軽作業、特殊作業など）  
活動場所：複雑な場合は「駅」などを中心に案内、駅等には案内板を用意。

受入先名：「どこの誰」もしくは「どこのどの部署」を訪ねるかを明確に。

連絡先：特に必要のない場合は、出来るだけ伝えない。（混乱のもと）

必要備品：個人備品については出来るだけ準備するように促す。

服装内容：現地の状況や気候に合わせて、変化させること。足元から頭まで。

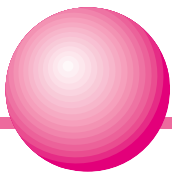
宿泊有無：基本的には、ボランティア自身で準備することを促す。日帰り歓迎。

その他の必要事項：ボランティア保険の加入を促す。

### 活動していない場合

他の受入れ先の連絡先などを伝える。





## 来訪による 活動の問合せが あった場合

県内での活動状況を簡単に伝える。

### 活動している場合

活動内容：大枠を簡潔に（重労働、軽作業、特殊作業など）

活動場所：場所の地図を用意しておき手渡す。

受入先名：上記の地図に訪ね先を明確に書いておく。

連絡先：特に必要のない場合は、出来るだけ伝えない。（混乱のもと）

必要備品：個人備品の準備を促す。持っていない時は買い揃えてもらう。

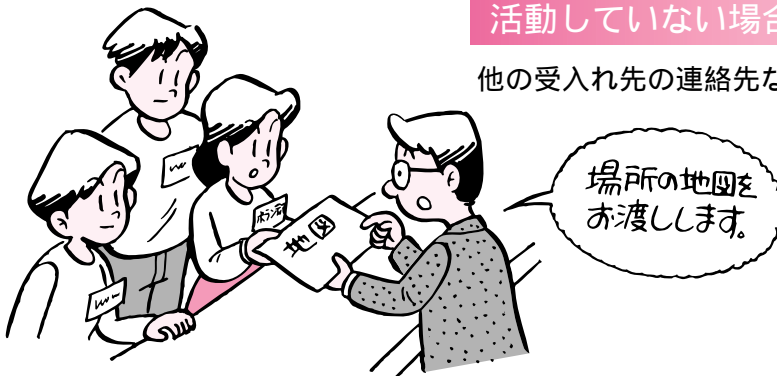
服装内容：不完全な場合は、買い揃えるなりの準備を促す。

宿泊有無：基本的には、ボランティア自身で準備することを促す。日帰り歓迎。

その他の必要事項：ボランティア保険の加入を促す。

### 活動していない場合

他の受入れ先の連絡先などを伝える。



## その他の 問合せなどが あった場合

・要点を理解したら適切な対応を行う。タライ回しになるような対応があれば後になって余分に時間がかかる場合もあるので注意。

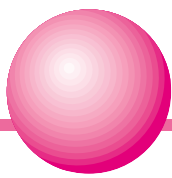
・現場の状況や救援物資、義援金など、頻繁に問合せが入ることが予測されるものについては、文書を用意しておき、ファクシミリ等で送る方法をとる。状況変化に合わせて作り替えることも必要。

### 特に救援物資

出来るだけ細かく指定すること。（品名、大きさ、用途などを明確にすること）

現在の在庫状況を頻繁にチェックし依頼すること。できれば他の地域（広域の場合）との調整も行う。物資の集まりすぎと、内容の偏りに注意。

救援物資はなるべくなら、グループで集めてもらい、1つの箱には同じ種類の物資だけにして送付するように依頼。箱の外にも品名と数量を記入してもらう。



## 1 自分自身の自立

被災地ではボランティア自身の飲料水や食品等の調達や、宿泊場所の確保が困難であることが想定されます。事前に現地の状況把握をした上で、必需品を確認・調達し、一般的に、水、飲料水、宿泊用テントや寝袋、活動に必要な機材（懐中電灯、ラジオ、携帯電話等）は自分で確保し、自活できるように準備していくことが大切です。

## 2 状況を知る

活動を始めるにあたっては、現地の活動団体等に参加し、オリエンテーションを受けることが大切です。そのことが、詳しい現地の状況を知ることにも、自分の活動内容や役割を確認することにもなります。

## 3 意思の疎通

被災地では、被害を受けた人が「被災者」という名のもとに、一括されることに抵抗を感じる人もいます。どんな状況であれ、相手の気持ちを大切に、尊重する気持ちをもって意思の疎通を図るように心がけましょう。

## 4 意思の尊重

災害時のボランティアは、被災者の生活を支援することを目的に活動します。活動は、「～してあげる」といった押しつけがましいものでなく、被災者の意思を尊重し活動することが大切です。

## 5 考えた行動

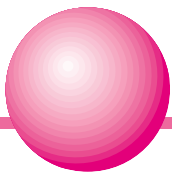
ボランティアとしてできること、できないこと、してはいけないことを考えて無理のない活動をする必要があります。活動自体が被災者の自立を阻害したり、自らが危険に陥ったりしないよう心がけることが大切です。

## 6 健康管理

ケガや病気、事故に充分注意し、また、過労や睡眠不足にならないように健康管理に注意することが大切です。（二次災害が起こらないようにするのもボランティアの努めです。）

## 7 保険の加入

事故に備えてボランティア活動保険に加入しておきましょう。

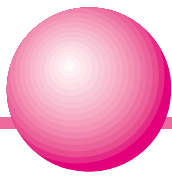


例 示

### 災害救援ボランティア依頼受付票

受付番号 \_\_\_\_\_

受付日時		月	日	時	来所・電話・その他( )		受付者	
依頼者の概要	フリガナ 名 前			性 別 男・女		年 齢		
	住 所			世帯主名				
	TEL ( )		FAX ( )		家族構成 (同居者)			
	経路図 (目標となる建物・経路)							
依頼内容	実施日又は期間		月	日	～	月	日	
	実 施 場 所		時 間					時～
	ボランティア依頼人数		男性	名	女性	名	どちらも	
	備考 (技術、その他)		名					
	支援依頼詳細							
依頼者への対応	対応内容							
	その他気をついた点							
活動報告	(ボランティアより聞き取り) 記入者名: _____							
結果	完了・継続支援・他機関 ( ) への委譲・中止							
	制度の紹介・その他 ( )							
	備 考							



例 示

### 災害救援ボランティア受付票

年 月 日 受付番号 \_\_\_\_\_

氏 名 (フリガナ)		性 別	年 齢
		男・女	
連絡先 (自宅など) 〒			
TEL ( )		FAX ( )	携帯 ( )
学 校 名 :		勤 務 先 :	
連絡先 〒			
TEL ( )		FAX ( )	
職 業		資 格 な ど	
ボランティアの経験の有無 <input type="checkbox"/> 経験あり <input type="checkbox"/> 経験なし			
活動内容			
希望する活動 (ご希望の活動が無い場合もあります)			
活動可能な期間： 月 日 ~ 月 日 頻度			
時間： 時 ~ 時 (活動により希望に添えない場合があります)			
宿泊： <input type="checkbox"/> 可 能 <input type="checkbox"/> 不 可 能			
ボランティア活動の保険加入の有無			
天災担保ボランティア保険 ( 加入済み ・ これから )			
ボランティア活動保険 ( 加入済み ・ これから )			
備 考			
事務局記入欄			

# 災害時の備品調達リスト

## 個人備品

### 服装

動きやすい服装、防寒と通気性の良い素材の物など  
帽子、ジャンパー、作業しやすいズボン、底の厚い靴、軍手

### 携行品

懐中電灯、カッパ(ポンチョ)、折りたたみ傘、電池、ゴミ袋、携帯ラジオ

### 食料品

飲料水、非常食(飴、チョコレート、クッキー等)

### 生活品

タオル、救急用品(傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープ等)、ティッシュ

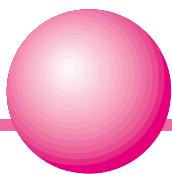
### その他

保険証、テレホンカード、地図、筆記用語、メモ等

災害の種類、気候、活動先により必要のものを追加する必要があります。

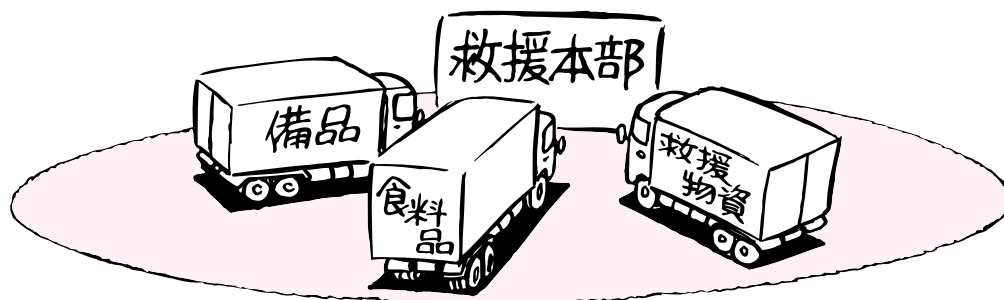


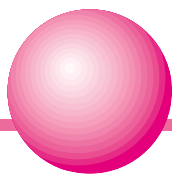




## 救援本部等での備品

関連	内 容	
備 品 関 連	家電製品	ラジオ 携帯ラジオ 電池(各種) 投光器 ドラムコード
	事務機器	コピー機 簡易印刷機 パソコン一式 複写ホワイトボード
	工具類	ロープ シャベル ツルハシ ボーリング バール 電動工具 簡易工具 カラーコーン 缶切り ひしゃく ドラム缶
	個人備品	使い捨てカイロ 懐中電灯 マスク ホイッスル 手袋(各種) 長靴 カップ ヘルメット ヤッケ
	事務用品	筆記用具 ポストイット テープ類(布、クラフト、ビニール) 印刷用紙(各種) カッター はさみ 定規 のり ボンド カッティングボード 荷造ひも ホッチキス クリップ類 クリップボード 紙ファイル
	通信機器	電話 ファクシミリ トランシーバー(無線機) 携帯電話
	車両等	台車 リヤカー 自転車 ミニバイク 軽トラック(箱バン)
食 料 品 関 連	その他	カメラ ごみ袋 拡声器 テント 毛布 シュラフ 応急医薬品 ポリタンク グランドシート 地図類
	食料品	米 乾パン 飲料水 レトルト食品 缶詰
救 援 物 資 ・ 関 連 備 品	支給品	ポリバケツ ポリタンク 使い捨て食器 グランドシート 携帯コンロ ボンベ タオル
	設置備品	畳 ついたて カーテン 簡易トイレ 看板 布団 暖房器具 冷房器具





# 石川県油流出事故等災害対応要綱(関係分)

〔平成9年12月3日〕石川県環境安全部消防防災課

## 第4章 油災害ボランティア

### 第1節 油災害ボランティアの基本的方針

流出油事故に伴う漂着油の回収のための油災害ボランティアは、基本的には、石川県地域防災計画第2章災害予防計画第5節防災ボランティアの活動環境の整備に関する計画によるものとする。

### 第2節 油災害ボランティアの窓口及び指導班の編成等

#### 第1 油災害ボランティアの窓口

沿岸市町は、漂着油の回収に当該市町外のボランティアを要請する場合、原則として財団法人石川県県民ボランティアセンターを窓口として行うものとする。

#### 第2 県指導班の編成

県(県民交流課)及び財団法人石川県県民ボランティアセンターは、市町村と連携して、油の漂着現場でのボランティア活動が円滑に実施されるように、油災害ボランティア指導班を編成して、必要に応じ沿岸市町の巡回指導を行うものとする。

県の指導班は、班長と副班長を基本編成とし、役割に応じて複数の補助者を配置すること。

なお、班長は必ず携帯電話等を保有し、対策本部等との連絡を確保すること。

#### 第3 沿岸市町の担当者等の配置

沿岸市町は、県の指導班と連携するとともに、現場にボランティア担当者又は担当班を必ず配置するものとする。

### 第3節 油災害ボランティア担当班の役割分担と活動指針

#### 第1 災害ボランティア・マニュアル

具体的な現場での作業については、県(県民交流課)及び財団法人石川県県民ボランティアセンターが策定する「災害時におけるボランティア支援マニュアル」により実施するものとする。

#### 第2 現場での医療救護活動等

県(衛生総務課)及び沿岸市町は、漂着油の回収作業関係者の医療救護活動等について、日本赤十字社石川県支部及び県医師会並びに地区医師会と連携を図るものとする。

なお、医療救護活動は、基本的には地域防災計画第3章災害応急対策計画第19節医療救護計画により実施するものとする。

また、災害ボランティアの健康管理に万全を期すとともに、具体的健康管理については、「災害時におけるボランティア支援マニュアル」により実施するものとする。

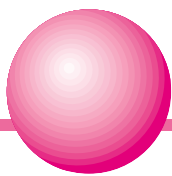
#### 第3 民間ボランティアとの連携

油災害ボランティア担当班の役割分担等については、社会福祉協議会、日赤石川県支部や経験豊富な民間ボランティア団体との連携をも念頭に置くものとする。

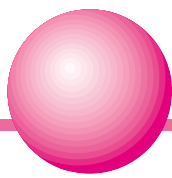
#### 第4 油災害ボランティア担当班の役割と活動指針

油災害ボランティア担当班の役割と災害ボランティアの活動指針は、概ね下表の通りとする。

災害ボランティア担当班の役割	災害ボランティアの活動指針
現場での受付とボランティア保険の手続き	・ボランティア参加者の受付とボランティア保険の手続きを行う。
作業班の編成とリーダーの選任	・ボランティア参加者については、参加グループ別に出来るだけ現場での作業班を編成し、作業班には1名以上のリーダーを選任することが望ましい。



災害ボランティア担当班の役割	災害ボランティアの活動指針
作業区域の決定と作業内容の説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・出来るだけ作業班毎に海岸での作業区域を図面で決定し、参加者に作業内容、作業指針の指導徹底を図ることが望ましい。</li><li>・特に、ボランティアの健康状態を確認の上、健康に自信のある方、あまりない方、それぞれの作業内容、作業場所について説明するなど、ボランティア参加者の健康管理を徹底するものとする。</li></ul>
休憩間隔の指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当者やリーダーは、作業班毎の休憩間隔を予め決めるなど、作業がボランティア参加者の負担とならないよう細心の注意を払うこと。</li><li>・現場本部等が、スピーカー等で、参加者に一斉に休憩を指導することが望ましい。</li></ul>
作業資材の調達	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの作業に必要な資材については、事前にインターネットやマスコミ等を通じて、出来るだけ自前で準備をお願いするものとするが、参加者で準備が出来ない資材等については現地対策本部等で調達して便宜を図ることが望ましい。</li></ul>
食事の手配等	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、食事はボランティアの自己調達とするが、食事の準備等のボランティアも要請することが望ましい。</li></ul>
簡易トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの作業人員等を考慮し、回収作業現場近くに簡易トイレを設置するものとする。</li></ul>
救護所の開設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの作業人員、作業の危険性を考慮し、原則として、現地本部等に救護所を開設するものとする。</li><li>・必要に応じ巡回救護班を配置するなど、現場での健康状態に細心の注意を払うものとする。</li></ul>
臨時公衆電話の開設	<ul style="list-style-type: none"><li>・N T T等に要請し、現地本部等に臨時公衆電話を開設し、ボランティアの便宜を図るものとする。</li></ul>
遠方からのボランティアの宿泊施設等の斡旋等	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、宿泊施設等の確保は、ボランティアの自己調達とするが、県外等の遠方からのボランティアのための宿泊施設等の斡旋・提供に配慮するものとする。</li></ul>
防災無線ボランティア等による通信連絡の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸市町の要請がある場合、沿岸市町の現地対策本部等の通信連絡を確保するため、防災無線ボランティアネットワーク等の協力を求めるものとする。</li></ul>
レジャーボート等のボランティアによる浮流油等の監視活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間のレジャーボート等の所有者から申し入れがあった場合、ボランティアによる浮流油等の監視活動が円滑に行われるよう、予め連絡方法等の体制を整備するものとする。</li></ul>



# 災害対策に関する法体系

## 1 災害対策関係法

災害対策に関する法体系は、災害対策基本を基幹とし、災害救助法をはじめとする多数の関係法により成り立っている。災害対策に関係する主たる法としては、次のようなものがある。

### (1) 災害予防関係法

国土総合開発法、河川法、海岸法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、活動火山対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法など

### (2) 災害応急対策関係法

消防法、水防法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、伝染病予防法、水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水難救護法など

### (3) 災害復旧財政金融措置関係法

激甚災害に対処するための特別の財政救助等に関する法律など

## 2 災害対策基本法と災害救助法との関係

災害対策基本法は、災害対策に関する基本的事項を定めた、いわゆる「一般法」であるのに対し、災害救助法は、応急救助に関する分野の「特別法」である。このため、災害の態様に即して、まず「特別法」としての災害救助法が優先して適用され、これに特別な定めがない場合に、はじめて災害対策基本法が適用されることになる。

この関係を応急救助についていえば、災害救助法に特別の定めがある救助活動や救助費国庫負担等は、災害救助法により、特別の定めのない救助組織等については、災害対策基本法によることとなる。

### (参考)

#### 災害対策基本法

第十条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 3 災害対策基本法と災害救助法の概要

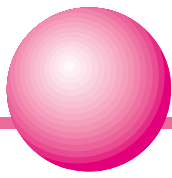
### (1) 目的

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、国土庁）

災害対策の基本を定める法であり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、地方公共団体その他の公共機関を通じて防災体制の確立と責任の所在の明確化を図るとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧、防災に関する財政金融措置その他の災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備、推進を図ることを目的としている。

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号、厚生省）

国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。



# 災害救助法の概要

「災害救助法」  
(昭和22年10月18日法律第118号)

## 1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施機関

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(機関委任事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、知事の職権の一部を市町村長に委任することができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等  
(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1) 救助の種類

避難所、応急仮設住宅の設置  
食品、飲料水の給与  
被服、寝具等の給与  
医療、助産  
被災者の救出  
住宅の応急修理  
生業に必要な資金の貸与等  
学用品の給与  
埋葬  
死体の搜索及び処理  
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

### (2) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生大臣の定めるところによる。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

- (1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁
- (2) 国庫負担： により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担
- ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100
  - イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100
  - ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100

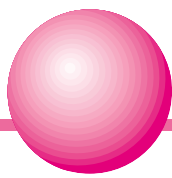
## 7 災害救助基金について

### (1) 積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額500万円)を積み立てる義務が課せられている。

### (2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。



# 厚生省防災業務計画(抄)

(平成8年1月10日厚生省総第2号)

## この計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項の規定に基づき、厚生省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

## この計画の効果的な推進

厚生省は、災害対策基本法第36条第1項の趣旨を踏まえ、毎年1月を目途にこの計画の措置状況について取りまとめるとともに、その効果的な推進についての検討を加えるものとする。

## 第1編 災害予防対策

### 第4章 福祉に係る災害予防対策

#### 第1節 市町村民生部局の防災体制の整備

1 市町村民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要援護者となる者に対する衛生部局と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。

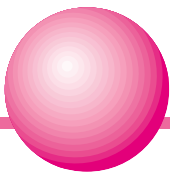
- (1) 災害時の業務増を踏まえた十分なシュミレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
- (2) 福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- (3) 必要に応じ、災害時における市町村民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

(4) 住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、住宅の要援護者の状況を把握すること。

- 2 都道府県は、管下の市町村民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援に努める。
- 3 厚生省・社会援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局は、災害時における市町村民生行政の確保に関するマニュアル作成のためのガイドラインを示すこと等により、必要な支援を行う。

#### 第2節 保健福祉サービス事業者の災害に対する安全性の確保

- 1 厚生省・社会援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局、都道府県及び市町村は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
  - (1) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
  - (2) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
  - (3) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
  - (4) 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービスの提供を行うことができるようにするとともに、災害を契機に新たに要援護者となる者に対し、社会福祉施設等への緊急受入れその他のサービス提供を可能な限り実施していくため、入所者サービスに必要な物資の備蓄、施設の剰余スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に務めること。
- 2 厚生省社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局、都道府県及び市町村は、保健福祉サービス事業者に対



して、社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

- 3 厚生省・社会援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局は、保健福祉サービス事業者に対して、災害時における保健福祉サービスの提供に関するマニュアル作成のためのガイドラインを示すこと等により、必要な支援を行う。

### 第3節 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- 1 厚生省・社会援護局は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、以下の取組みを行う。
  - (1) 災害時におけるボランティア活動を支援するためのマニュアルを作成すること。
  - (2) ボランティア保険の普及を図ること。
- 2 都道府県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取組みを行うよう努める。
  - (1) 社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育、訓練、調整等を行うこと。
  - (2) 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施すること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。
  - (3) 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。
- 3 厚生省・社会援護局は、都道府県及び市町村が行う災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備に関し、必要

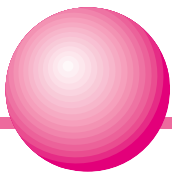
な指導・助言その他の支援を行う。

## 第2編 災害応急対策

### 第4章 福祉に係る対策

#### 第1節 市町村民生部局の体制

- 1 非常災害の発生に際しては、発災直後の遺体の取扱い、避難所の設置管理、食事・物資の提供等の災害救助関係業務のほか、被災市町村の民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における衛生部局と連携をとった保健福祉サービスの実施、り災証明の発行等、非常災害の発生により新たに発生する業務を含め、膨大な種類と量の業務が発生することから、被災市町村においては、災害の規模及び被災市町村における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。
  - (1) 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者及び高齢者に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
  - (2) 近隣市町村民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
  - (3) 被災都道府県を通じ、厚生省社会・援護局に対し、他都道府県の市町村民生部局職員の応援を要請すること。
  - (4) 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。
- 2 被災都道府県及び厚生省社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置



に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

## 第2節 要援護者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より住宅保健福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービス提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意しながら、要援護者対策を実施する。

(1) 住宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努めること。

(2) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置を採ること。

避難所へ移動すること。

社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

居宅における生活が可能な場合にあつては、住宅保健福祉ニーズの把握を行うこと。

(3) 要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始すること。

2 被災都道府県及び厚生省・社会援護局、老人保健福祉局、児童家庭局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

## 第3節 社会福祉施設等に係る対策

1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定め

た避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。

4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点をおいて社会福祉施設等の支援を行う。

(1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。

(2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

(3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

5 厚生省・社会援護局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、措置決定を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

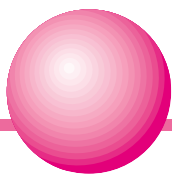
## 第4節 障害者及び高齢者に係る対策

1 被災都道府県・市町村は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら障害者及び高齢者に係る対策を実施する。

(1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。

(2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対し





て、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

- (3) 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備すること。
  - (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
  - (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
  - (6) 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。
- 2 厚生省・社会援護局、老人保健福祉局及び児童家庭局は、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体との調整等必要な支援を行う。

## 第5節 児童に係る対策

### 第1 要保護児童の把握等

- 1 被災都道府県・市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
  - (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、被災都道府県・市町村に対し、通報がなされる措置を講ずること。
  - (2) 住宅基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
  - (3) 被災都道府県・市町村民生局は、避難

児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親へ委託等の保護を行うこと。また、孤児、遺児については、被災都道府県における母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

- 2 厚生省児童家庭局は、社会保険庁と連携を図りつつ、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体への調整等必要な支援を行う。

### 第2 育児用品の確保

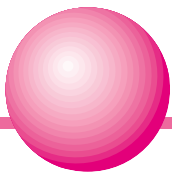
厚生省児童家庭局は、関係団体を通じて、哺乳びん、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保するとともに、関係省庁との連携の下に関係業界に対し、供出を要請する。

### 第3 児童のメンタルヘルスの確保

- 1 被災都道府県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスクエアを実施する。
- 2 厚生省児童家庭局は、被災都道府県のメンタルヘルスクエアの実施に際し、全国の児童相談所への協力要請等必要な支援を行う。

### 第4 児童の保護等のための情報伝達

厚生省児童家庭局、被災都道府県・市町村等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。



## 第6節 ボランティア活動の支援

### 第1 ボランティア活動に関する情報提供

- 1 被災都道府県・市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努めるとともに、近隣都道府県・市町村や報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。
- 2 厚生省・社会援護局は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な指導・助言その他の支援を行う。

### 第2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

- 1 被災地の都道府県・市町村、社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等は、速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制を確立する。

#### (1) 現地本部における対応

被災地の社会福祉協議会は、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供等を行うこと。

#### (2) 救援本部における対応

被災地周辺であって通信・交通アクセスが良い等適切な地域の社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い現地本部を支援すること。

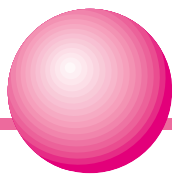
- 2 厚生省・社会援護局は、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等関係団体と必要な調整を行う。

## 第7節 救援物資及び義援金の受入れ

- 1 被災都道府県・市町村は、国民、企業からの救援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調

整に努める。

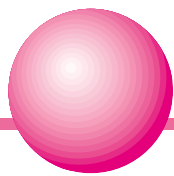
- 2 被災都道府県・市町村は、義援金について、支援関係団体で構成する募集（配分）委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかな配分を行う。
- 3 厚生省・社会援護局は、義援金の募集・配分に関し、助言等必要な支援を行う。



# 県内の関係組織・団体一覧

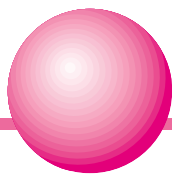
## 石川県

部局名	課名	係名	電話番号	FAX番号	主な業務内容
総務部	人事課	人事係	076-223-9042	076-223-9470	職員の教養及び研修等に関すること
	自治研修センター		076-231-6372	076-231-6386	
	地方課	振興係	076-223-9058	076-223-9486	自主的・主体的な地域づくり活動に関すること
県民文化局	県民交流課	県民交流係	076-223-9113	076-223-9474	ボランティアの総合調整及び青少年ボランティアに関すること
	文化振興課	企画係	076-223-9102	076-223-9379	文化振興にかかる企画調整及び推進に関すること
	国際課	管理係	076-223-9108	076-221-0200	国際交流の総合推進等に関すること
厚生部	長寿社会課	地域福祉係	076-223-9127	076-223-9475	社会福祉振興等に関すること
	子育て支援課	児童環境係	076-223-9134	076-223-9489	児童福祉等に関すること
	障害福祉課	障害第一係 障害第二係	076-223-9136 223-9137	076-223-9476	身体障害者・知的障害者等の福祉に関すること
	衛生総務課	医療企画係 薬事係	076-223-9145 223-9147	076-223-9477	病院、診療所等医療機関並びに医薬品等に関すること
	健康推進課	精神保健係 栄養保健係	076-223-9150 223-9149	076-223-9477	健康教育及び健康増進並びに精神保健等に関すること
	生活衛生課	生活衛生係	076-223-9152	076-223-9428	理容・美容等のほか食品衛生等に関すること
環境安全部	環境政策課	計画審査係	076-223-9167	076-222-1117	環境行政の総合調整等に関すること
	自然保護課	企画調整係	076-223-9172	076-223-9497	自然環境の保全及び保護等に関すること
	消防防災課	防災係	076-223-9061	076-261-2660	災害対策等に関すること
商工労働部	労政訓練課	労政係	076-223-9200	076-223-9490	労使関係の指導啓発及び労働福祉等に関すること
農林水産部	農政課	庶務係	076-223-9217	076-223-9496	農林水産行政の総合調整等に関すること
	森林管理課	森林企画係	076-223-9241	076-223-9495	林務行政の企画等に関すること
	水産課	企画指導係	076-223-9252	076-223-9479	水産行政の企画及び調整等に関すること
土木部	道路整備課	路政係	076-223-9289	076-223-9465	道路の維持修繕及び管理等に関すること
	河川課	管理係	076-223-9292	076-223-9466	河川・海岸の維持修繕及び管理等に関すること
	公園緑地課	管理係	076-232-3113	076-223-9374	公園及び緑地の企画及び調査並びに管理等に関すること
	建築住宅課	審査係	076-223-9312	076-223-9468	住宅に関する企画及び調整等に関すること
教育委員会	生涯学習課	青少年家庭教育係	076-223-9405	076-223-9378	生涯学習の推進等に関すること
警察本部	生活安全企画課	地域安全係	076-262-1161		市民生活の安全等に関すること



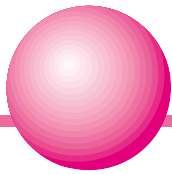
## 市町村

市町村名	窓口課名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
金 沢 市	金沢ボランティアセンター	920-0864	金沢市高岡町7-25(松ヶ枝福祉会館内)	076-231-3571	076-231-3560
七 尾 市	市民生活相談室	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ部25	0767-52-6804	0767-53-3699
小 松 市	ふれあい福祉課	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8051	0761-23-0294
輪 島 市	生涯学習課	928-0001	輪島市河井町20-1-1	0768-23-1175	0768-22-7666
珠 洲 市	社会教育課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7821	0768-82-6630
加 賀 市	まちづくり課	922-8622	加賀市大聖寺南町二41	0761-72-7835	0761-72-6250
羽 昨 市	社会福祉協議会	925-8506	羽昨市鶴多町亀田17	0767-22-6231	0767-22-6189
松 任 市	防 災 課	924-8688	松任市倉光2丁目1	076-274-9536	076-274-9535
山 中 町	生涯学習課・社会福祉協議会	922-0112	山中町西桂木町ト5-1	0761-78-0544	0761-78-1207
根 上 町	社会福祉協議会	929-0123	根上町中町子88	0761-55-0073	0761-55-4113
寺 井 町	社会教育課	923-1121	寺井町字寺井ヨ47	0761-57-0030	0761-57-3709
辰 口 町	社会福祉協議会	923-1226	辰口町緑が丘11-50-1	0761-51-6600	0761-51-6677
川 北 町	社会教育課	923-1295	川北町字壱ツ屋174	076-277-1111	076-277-1187
美 川 町	生涯学習課	929-0224	美川町字中町イ16-6	076-278-6677	076-278-6680
鶴 来 町	社会教育課	920-2121	鶴来町本町3-ル18-2	07619-3-1212	07619-3-5752
野々市町	生涯学習課	921-8815	野々市町本町2-1-20	076-294-8906	076-248-3649
河 内 村	総 務 課	920-2301	河内村字口直海イ15	07619-2-1100	07619-3-2489
吉野谷村	教 育 課	920-2322	吉野谷村字佐良二136	07619-5-5146	07619-5-5148
鳥 越 村	社会教育課	920-2362	鳥越村字別宮口170	07619-4-2059	07619-4-2788
尾 口 村	住 民 福 祉 課	920-2335	尾口村字女原ト46	07619-6-7011	07619-6-7014
白 峰 村	総 務 課	920-2501	白峰村字白峰八130	07619-8-2011	07619-8-2445
津 幡 町	福祉センター	929-0325	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-6276	076-288-6748
高 松 町	社会教育課	929-1215	高松町字高松ク40	076-281-2226	076-281-2934
七 塚 町	社会福祉協議会	929-1173	七塚町字遠塚口52-10	076-285-2002	076-285-2049
宇ノ気町	生涯学習課	929-1195	宇ノ気町字森ル10-1	076-283-3760	076-283-3761
内 灘 町	生涯学習課	920-0265	内灘町字大学1丁目2-1	076-286-6716	076-286-6714
富 来 町	生涯学習課	925-0477	富来町領家町甲の10	0767-42-1111	0767-42-1354
志 雄 町	社会福祉協議会	929-1492	志雄町字子浦18-1	0767-29-8150	0767-29-3899
志 賀 町	総 務 課	925-0198	志賀町字末吉千古1-1	0767-32-1111	0767-32-3933
押 水 町	教 育 課	929-1392	押水町字小川八8	0767-28-3727	0767-28-5079
田鶴浜町	社会教育課	929-2192	田鶴浜町字田鶴浜二部120	0767-68-3739	0767-68-3808
鳥 屋 町	教 育 課	929-1704	鳥屋町字未坂9部46	0767-74-1234	0767-74-1300
中 島 町	生涯学習課	929-2222	中島町字中島甲部130	0767-66-2323	0767-66-2326
鹿 島 町	生涯学習課	929-1721	鹿島町井田に部50	0767-76-1900	0767-76-0909
能登島町	社会福祉協議会	926-0211	能登島町字向田ろ-8-1	0767-84-0205	0767-84-0210
鹿 西 町	社会福祉協議会	929-1604	鹿西町能登部下93-21	0767-72-3087	0767-72-2697
穴 水 町	社会教育課	927-8601	穴水町字川島ラ-174	0768-52-3720	0768-52-2694
門 前 町	社会教育課	927-2192	門前町字走出6-92-2	0768-42-1278	0768-42-1906
能 都 町	教育委員会	927-0492	能都町字宇出津新1-197-1	0768-62-2100	0768-62-4506
柳 田 村	総 務 課	928-0392	柳田村字柳田仁部56	0768-76-1111	0768-76-0039
内 浦 町	教育委員会	927-0695	内浦町字松波13-75	0768-72-1111	0768-72-2393



## 団体名

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(福)石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2階	076-224-1212	076-222-8900
(福)金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内	076-231-3571	076-231-3560
(福)七尾市社会福祉協議会	926-0021	七尾市本府中町ヲ部38 七尾サンライフプラザ内	0767-52-2099	0767-53-4100
(福)小松市社会福祉協議会	923-0961	小松市向本折町へ14-4 すこやかセンター内	0761-22-3354	0761-22-3364
(福)輪島市社会福祉協議会	928-0001	輪島市河井町20部1-1 市文化会館2階	0768-22-2219	0768-22-9627
(福)珠洲市社会福祉協議会	927-1215	珠洲市上戸町北方1-6-2 市役所内	0768-82-7751	0768-82-0626
(福)加賀市社会福祉協議会	922-0811	加賀市大聖寺南町211-5 市民会館内	0761-72-1500	0761-72-1244
(福)羽咋市社会福祉協議会	925-8506	羽咋市鶴多町亀田17 老人福祉センター内	0767-22-6231	0767-22-6189
(福)松任市社会福祉協議会	924-0863	松任市博労2丁目50 身体障害者-老人福祉センターこがね荘内	076-276-3151	076-276-3998
(福)山中町社会福祉協議会	922-0124	江沼郡山中町湯の出町レ11 総合福祉センター内	0761-78-1370	0761-78-2773
(福)根上町社会福祉協議会	929-0123	能美郡根上町中町子88 根上町社会福祉センター内	0761-55-0073	0761-55-4118
(福)寺井町社会福祉協議会	923-1121	能美郡寺井町寺井ぬぬ48 サンテてらい内	0761-58-6896	0761-58-6827
(福)辰口町社会福祉協議会	923-1226	能美郡辰口町緑が丘11-50-1 辰口町健康センター内	0761-51-6600	0761-51-6677
(福)川北町社会福祉協議会	923-1267	能美郡川北町寺ツ屋174 役場福祉住民課内	076-277-1111	076-277-2584
(福)美川町社会福祉協議会	929-0204	石川郡美川町平加町又132-1 老人福祉センター内	076-278-6040	076-278-6040
(福)鶴来町社会福祉協議会	920-2104	石川郡鶴来町月橋町699-2 老人福祉センター内	07619-2-2750	07619-2-2750
(福)野々市町社会福祉協議会	921-8822	石川郡野々市町矢作3-1-2 老人福祉センター椿荘内	076-246-0112	076-246-6271
(福)河内村社会福祉協議会	920-2301	石川郡河内村口直海イ15 役場内	07619-2-4126	
(福)吉野谷村社会福祉協議会	920-2327	石川郡吉野谷村市原丁25 役場内	07619-5-5011	07619-5-5440
(福)鳥越村社会福祉協議会	920-2375	石川郡鳥越村上野ト22 老人福祉センター内	07619-4-2446	07619-4-2499
(福)尾口村社会福祉協議会	920-2335	石川郡尾口村女原ト46 役場内	07619-6-7011	07619-6-7014
(福)白峰村社会福祉協議会	920-2501	石川郡白峰村白峰ハ157-1 白峰村福祉複合施設「カルテット」内	07619-8-8001	07619-8-8004
(福)津幡町社会福祉協議会	929-0325	河北郡津幡町加賀瓜ニ3 福祉センター内	076-288-6276	076-288-6748
(福)高松町社会福祉協議会	929-1215	河北郡高松町高松ク-40 社会福祉センター内	076-281-3175	
(福)七塚町社会福祉協議会	929-1173	河北郡七塚町遠塚口52-10 町民センター内	076-285-2002	076-285-2049
(福)宇ノ気町社会福祉協議会	929-1126	河北郡宇ノ気町内日角ウ4-1 町老人福祉センター内	076-283-3775	076-283-3774
(福)内灘町社会福祉協議会	920-0274	河北郡内灘町向栗崎2-70 産業会館内	076-237-7824	076-237-7879
(福)富来町社会福祉協議会	925-0564	羽咋郡富来町酒見河原47 地域福祉センター内	0767-42-2020	0767-42-2707
(福)志雄町社会福祉協議会	929-1425	羽咋郡志雄町子浦ス18-1 就業改善センター内	0767-29-8150	0767-29-3899
(福)志賀町社会福祉協議会	925-0141	羽咋郡志賀町高浜町力1-1 町文化福祉会館内	0767-32-1363	0767-32-3277
(福)押水町社会福祉協議会	929-1343	羽咋郡押水町小川式部7-1	0767-28-5520	0767-28-3112
(福)田鶴浜町社会福祉協議会	929-2121	鹿島郡田鶴浜町田鶴浜リ部6 さつき苑内	0767-68-3230	0767-68-3230
(福)鳥屋町社会福祉協議会	929-1704	鹿島郡鳥屋町未坂9部43 社会福祉センター内	0767-74-1234	0767-74-1300
(福)中島町社会福祉協議会	929-2222	鹿島郡中島町中島乙部39-1 ふる里活性化センター内	0767-66-1756	0767-66-1210
(福)鹿島町社会福祉協議会	929-1815	鹿島郡鹿島町芹川ス-1 老人福祉センター内	0767-76-0088	0767-76-1928
(福)能登島町社会福祉協議会	926-0211	鹿島郡能登島町向田ろ部8-1 総合健康センター内	0767-84-0205	0767-84-0210
(福)鹿西町社会福祉協議会	929-1604	鹿島郡鹿西町能登部下93-21 総合保健センター内	0767-72-3087	0767-72-2697
(福)穴水町社会福祉協議会	927-0027	鳳至郡穴水町字川島タ-38 穴水町保健センター内	0768-52-0378	0768-52-1142
(福)門前町社会福祉協議会	927-2151	鳳至郡門前町走出2-121 総合福祉会館内	0768-42-0772	0768-42-0901
(福)能都町社会福祉協議会	927-0441	鳳至郡能都町字藤波12-14-7	0768-62-0602	0768-62-0601
(福)柳田村社会福祉協議会	928-0331	鳳至郡柳田村柳田礼部54-1 老人福祉センター笹ゆり荘内	0768-76-0088	0768-76-1202
(福)内浦町社会福祉協議会	927-0602	珠洲郡内浦町松波13-77 福祉センター内	0768-72-2322	0768-72-2322
能美郡社会福祉協議会	929-0100	能美郡根上町中町子88 根上町社会福祉センター内	0761-55-0073	0761-55-4118
石川郡社会福祉協議会	920-2121	石川郡鶴来町本町4-リ-52-甲 石川自治会館内	07619-3-1607	07619-3-1508
河北郡社会福祉協議会	929-0327	河北郡津幡町字庄ト20-2 河北郡町村会館内	076-289-2518	076-289-2534
羽咋郡社会福祉協議会	929-1343	羽咋郡押水町字小川式部7-1 在宅介護支援センター内	0767-28-5520	0767-28-3112
鹿島郡社会福祉協議会	929-1892	鹿島郡鹿島町井田4部1-1 役場内	0767-76-8070	0767-76-1299
鳳珠郡社会福祉協議会	928-0001	輪島市河井町2部287の1 県輪島事務所内	0768-23-0294	0768-22-9255
日本赤十字社石川県支部	920-0962	金沢市広坂1-8-25	076-221-7355	076-221-7356
(財)石川県国際交流協会	920-0853	金沢市本町1-5-3 リファール内	076-262-5931	076-263-5931

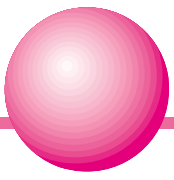


# 全国組織一覽

## 全 国

団 体 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
大阪ボランティア協会	530-0035	大阪市北区同心1-5-27 市立社会福祉研修センター内	06-6357-5741	06-6358-2892
かながわ災害ボランティアネットワーク	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121 (内線2800)	045-312-4810
環境パートナーシッププラザ	150-0001	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部1階	03-3407-8107	03-3407-8164
全国社会福祉協議会 全国ボランティア活動振興センター	100-8980	東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内	03-3581-4656	03-3581-7858
日本NPOセンター	150-0021	東京都渋谷区恵比寿西2-11-11-104	03-5459-8877	03-5459-7747
日本災害救援ネットワーク(NVNAD)	663-8114	兵庫県西宮市上甲子園5-1-1	0798-36-9540	0798-36-4392
日本青年会議所	102-0093	東京都千代田区平河町2-14-3 日本青年会議所会館	03-9294-7181	03-3234-5433
日本青年団協議会	160-0013	東京都新宿区霞岳町15 日本青年館内	03-3475-2490	03-3475-0668
日本青年奉仕協会	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-1 国立オリンピック記念青少年センター内	03-3460-0211	03-3460-0386
日本赤十字社	105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	03-3438-1311	03-3435-8509

(全国各地で災害のネットワークはこの他にもたくさんできていますが、ここにあげた団体は全国規模で情報提供や活動を行うことが可能な団体です。)



# MEMO

---

## ボランティア支援マニュアル作成委員会委員名簿

相川 由美子	社会福祉法人石川県社会福祉協議会 石川県ボランティアセンター所長
大島 卓晃	日本赤十字社石川県支部事業推進課長
大野木 潤子	石川県母親クラブ連絡協議会会長
尾山 良雄	珠洲市教育委員会社会教育課長
鹿野 博志	加賀市まちづくり振興課長
川合 鎌一	石川県町会区長会連合会事務局長
越田 芳子	石川県民生委員児童委員協議会連合会女性部会長
志賀 紀雄	金沢市民生課長
竹西 フミ子	石川県婦人団体協議会会計
田尻 佳史	日本NPOセンター企画主任
二飯田 成一	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事務局次長
松本 仁	日本青年会議所北陸信越地区石川ブロック協議会長
山本 康夫	石川県県民文化局県民交流課長

(五十音順、敬称略)

企画・編集

(財)石川県県民ボランティアセンター

発行

(財)石川県県民ボランティアセンター

〒920-8580 金沢市広坂2丁目1-1 県民交流課内

【URL】<http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/volunteer/>

【E-mail】[e130500a@pref.ishikawa.jp](mailto:e130500a@pref.ishikawa.jp)

TEL (076) 2 2 3 - 9 1 1 4

FAX (076) 2 2 3 - 9 4 7 4

平成9年12月 第1版発行

平成11年1月 第2版発行

平成12年1月 第3版発行

この冊子は再生紙を使用しています。